

# 就学援助制度についてのお知らせ

(家計が急変したご家庭へ)



吉岡町では、町立小中学校に通学する児童生徒がいるご家庭で、経済的な理由で就学費用の負担に心配のある場合、学校生活に必要な費用の一部を援助する制度があります。

通常、前年の収入を判定基準としますが、緊急的措置として、今年になってから家計が急変して就学費用の負担が困難になったご家庭の場合には、算出基準を申請月の前月までの直近3ヶ月とします。基準を満たした場合は申請月が認定月となり、町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、認定月からの援助費を支給します。

なお、令和6年度の就学援助費について申請及び受給予定の場合は、改めての申請は不要です。

**申請期間** **随時受付** (ただし最終〆切令和7年2月末日)

申請書類の  
配付先・提出先

在籍する学校 または 吉岡町教育委員会事務局学校教育室  
(町文化センター内・図書館の向かい側)へ提出してください。

## \* 提出書類 \*

- ① 就学援助費交付申請書 (令和6年1月以降該当する3ヶ月の収入を判定基準とします。)  
◆1家庭につき1枚(兄弟姉妹がいる場合でも1枚で申請できます。)
- ② 添付書類  
○父母及び収入のある家族全員の収入等がわかる書類の写し
  - ・令和6年1月以降該当する3ヶ月分の給与明細書等の写し
  - ・会社などが発行する支払い証明書の写し(令和6年1月以降該当する3ヶ月のもの)
  - ・令和6年1月以降該当する3ヶ月の帳簿等の写し
  - ・離職票の写しや退職証明書の写し
  - ・税務署に提出した廃業届、税理士などが作成した証明書類

## ☆ 支給項目 ☆

支給期間は認定月から令和7年3月まで

\* 定額支給 【学用品費】 決まった金額を支給

\* 限度額支給 【校外活動費 修学旅行費】 限度額未满是支払った額を支給

\* 全額支給 【学校給食費 通学費 PTA会費 児童生徒会費 部活動後援会費】

※ PTA会費、児童生徒会費、部活動後援会費については、1学期のみ支給のため2学期以降の認定には支給はありません。

## ☆ 支給方法 ☆

原則、口座振込です。(状況によって窓口でお渡しする場合があります)

## 対象となる家庭



吉岡町立小中学校在籍の児童生徒で、下記の(1)、(2)いずれかの条件に該当し、受付期間内に申請手続きをして、吉岡町教育委員会が認定した家庭。

(1)要保護児童生徒について 児童生徒の保護者が、生活保護を受給している者。

(なお、保護を受けていなくても保護を必要とする状態にある場合も含む)

(2)準要保護児童生徒について 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定による市町村民税の非課税の者

ウ 地方税法第323条の規定に基づく税の減免を受けた者

エ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給を受けている者

オ 保護者の収入が不安定で生活状態が困難と認められる者

カ その他学校長及び教育委員会が特に必要と認める状態にある者

### ◎ 参考 ◎

人数	家族構成	収入基準参考額
2人	父または母・小学生1人	約228万円
3人	父または母・中学生1人・小学生1人	約295万円
4人	父・母・中学生2人	約314万円

※ あくまでも参考例であり、生活保護基準額表の改定や家族の年齢、住まいの状況等により変動します。

なお、表の収入基準参考額は1年間の家族全員の収入額です。

## 注意事項



申請を受けた後、吉岡町児童生徒就学援助費支給要綱に基づいて、審査を行います。認定の可否については、後日通知予定です。

### ☆ 支給期間及び時期について ☆

支給期間は認定月から令和7年3月、支給時期は各学期末です。

### ☆ 収入等の確認について ☆

収入等がわかる書類が添付されていない場合→判定ができません!!! → 認定ができない → 支給が遅れる 等の状況が生じることがあります。

\* 教育委員会事務局から確認連絡を取りますのでご了承ください。\*

### ☆ 注意事項 ☆

この制度は**免除制度ではありません**。それぞれの費用については、納入期限内に各ご家庭で納入を済ませてください。

★ その他、ご不明な点は吉岡町教育委員会事務局  
学校教育室までお問合せください。

\* 問い合わせ先 \*

吉岡町教育委員会事務局 学校教育室  
電話:0279-54-3111 内線(695)